

土石流に係わる安全対策

1. 土石流安全対策等に係わる法律

土石流に係わる安全確保は法律で決められている。

労働安全衛生法 第二編 安全基準 第十二章 土石流による危険の防止
で土石流による危険がある場合対策を講じることが義務付けられている。

2. 適用される工事

次のいずれかに該当する河川における工事

- 1 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が0.2 Km² 以上であり、上流側の0.2 kmにおける平均河床勾配が3° 以上の河川
- 2 市町村が『土石流危険溪流』として公表している河川
- 3 都道府県又は市町村が『崩壊土砂流出危険地区』として公表している地区内の河川

例外：小規模な補修工事等数日程度で終了する一時的な作業で、事業者が降雨、融雪又は地震に際して作業を行わないこととしている作業（臨時の作業）には適用しない。

3. 具体的な措置：

事業者は以下の措置を講じなければならない

1) 作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査・記録

降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある河川『土石流危険河川』において建設工事の作業（臨時の作業を除く）を行うときは、土石流による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2) 土石流による労働災害防止に関する規程の策定

土石流発生の予見、早期把握、警報、避難の一連の措置について、具体的な内容をあらかじめ明示するための規定を定める。

3) 降雨量の把握及び記録

作業開始時（再開時）には24時間雨量を、作業開始後には1時間ごとの降雨量を雨量計等で把握し、記録する。

4) 警報用設備の設置

土石流が発生し労働災害の発生の危険があることを把握した場合、関係労働者に速やかに知らせ、安全な場所に避難させるため、警報用設備（サイレン、非常ベル、携帯用拡声器、回転灯等）を設置しなければならない。

5) 避難用設備の設置

土石流が発生し労働災害の発生の危険があることを把握した場合、関係労働者に速やかに知らせ、安全な場所に避難させるため、避難用設備（登り栈橋、はしご、仮設階段、河川堤防等の緩やかな斜面等）を設置しなければならない。

6) 避難訓練の実施

土石流が発生し、労働災害の危険があることが把握された場合にすべての関係労働者が安全に退避できるよう、避難訓練を行い、結果を記録する。